平成24年 かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第1号

平成24年12月5日	(水曜日)	午前1	0時0	0分	開	会
------------	-------	-----	-----	----	---	---

Н	席	議	昌
ш	7111	HTX.	듯

1番	Ш	村	成	$\vec{-}$	君	8番	佐	藤	文	雄	君
2番	岡	﨑		勉	君	9番	中	根	光	男	君
3番	Щ	本	文	雄	君	10番	鈴	木	良	道	君
4番	田	谷	文	子	君	12番	矢	П	龍	人	君
5番	古	橋	智	樹	君	13番	藤	井	裕	_	君
6番	小村	公﨑		誠	君	14番	栗	Щ	千	勝	君
7番	加	固	豊	治	君	16番	廣	瀬	義	彰	君

欠席議員

11番 小座野 定 信 君 15番 山 内 庄兵衛 君

出席説明者

市		長	宮	嶋	光	昭	君	環境経済部長 藤崎宏	明 君
副	市	長	石	Ш	眞	澄	君	土 木 部 長 山 本 惠	美 君
教	育	長	菅	澤	庄	治	君	会計管理者 吉藤	稔 君
市長	公室	長	Ш	尻	芳	弘	君	消 防 長 井 坂 沢	守 君
総	务 部	長	小	貫	成	_	君	教育部長 小松﨑 延	明 君
市具	民 部	長	根	本	光	男	君	水道事務所長 貝塚成	人 君
保健	福祉音	平長	鈴	木		弘	君	農業委員会事務局長 塚 本	茂君

出席議会事務局職員

議会事務局 局長補佐 君 山 悟 係 長 乾 文彦 IJ 係 長 坂本敏子 IJ 係 長 杉田正和

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 請願第 4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書

日程第 4 発議第 2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につい

7

日程第 5 発議第 3号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 6 報告第 7号 専決処分の報告について

日程第 7 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

日程第 8 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算(第7号)

議案第82号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3 号)

議案第83号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)

議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第4 号)

議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号) 条例の制定について

日程第10 議案第88号 財産の無償譲渡について

日程第11 議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについて

日程第12 議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について

議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について

議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定に ついて

日程第13 議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 請願第 4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書

日程第 4 発議第 2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 発議第 3号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 6 報告第 7号 専決処分の報告について

日程第 7 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

日程第 8 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算(第7号)

議案第82号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3 号)

議案第83号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第4 号)

議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号) 条例の制定について

日程第10 議案第88号 財産の無償譲渡について

日程第11 議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについて

日程第12 議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について

議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について

議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定に ついて

日程第13 議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について

開 会 午前10時00分

〇副議長 (中根光男君)

ただいまの出席議員数は14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は、議長から所用による欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていた だきます。

よろしくお願い申し上げます。

また、山内庄兵衛議員から所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告をいたします。 ただいまから、平成24年かすみがうら市議会第4回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

〇副議長(中根光男君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により12番 矢口龍 人君、13番 藤井裕一君、14番 栗山千勝君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

〇副議長 (中根光男君)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配布しました各月の行事等報告 書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配布いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、所管事務調査として、文教厚生委員会並びに産業建設委員会から、調査の経過並びに結果について、調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長から報告を求めます。

初めに、文教厚生委員会委員長からの報告についてでありますが、委員派遣承認要求書が10月 16日付をもって提出され、「小学校教育及び中学校教育に関する事項」の調査のため委員派遣 をすることを、10月16日、議長において承認しておりますので、その結果も含め報告を求めま す。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

〇文教厚生委員会委員長(古橋智樹君)

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、平成24年第3回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成24年10月16日及び11月12日に委員会を開催いたしました。

10月16日の委員会では、委員会の調査事項として、「小学校教育及び中学校教育に関する事項」及び「障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び医療福祉に関する事項」について調査いたしました。

小学校教育及び中学校教育に関する事項の調査では、小中一貫教育について、先進地でありますつくば市を視察研修するため、同日委員会において委員派遣を議決し、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、議長より承認を得た後、視察研修を実施いたしました。

つくば市の研修では、「つくば市小中一貫教育の施策について」として、9年間の義務教育において、弾力的な教育課程の編成であるとか、5、6学年に教科担任制の導入といった特色ある施策について説明を受けました。その後、つくば市初の施設一体型小中一貫校として平成24年度に開校した春日学園を視察させていただきました。1年生から9年生までが同じ校舎で生活することで、小中一貫教育をより円滑に推進できることや、環境に配慮した太陽光発電、400メートルトラックのグランド等施設の説明を受けました。

施設研修終了後、会議室において引き続き調査を実施し、施設研修について意見を聴取しました。委員からは、「つくば市に比べ当市の教育予算措置は積極性に欠けているのでは」といった意見や、「当市なりの特色ある教育方針を組み立てていただきたい」との意見がありました。

次に、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び医療福祉に関する事項として、当市における介護老人保健施設の現状と今後の動向について調査を実施し、執行部から説明を受けました。委員からは、「介護制度そのものが広域の取り組みなので、当市だけの独断の形は難しいと思うので、県の指示をしっかり仰ぐことが必要では」といった意見がありました。

11月12日の委員会では、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び医療福祉に関する事項として、シルバー人材センター補助金について調査を実施し、参考人の出席を求め意見を聴取した後、執行部からの説明を受けました。委員からは、「高齢者の福祉の増進を目的とする事業という位置づけが大事なのであって、センターの健全経営保持という観点からは、簡単に補助金を削るということは成立しないと思う」との意見がありました。

当調査終了後、執行部からの申し出により、平成25年4月からのさくら保育所民営化が中止になったことについて、経過等の報告がありました。

調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

〇副議長 (中根光男君)

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

「産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇」

〇産業建設委員会委員長 (矢口龍人君)

産業建設委員会の所管事務調査の調査経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年第2回及び第3回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、8月24日及び会期中の9月14日、11月22日に、総務委員会との連合審査会を開催いたしました。

調査をするに当たりまして、執行部より副市長及び担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

連合審査会の調査事項としては、農林水産業の振興に関する事項中の農協営農指導体制整備事業費補助金について、及び農業体質強化基盤整備促進事業補助金についてであります。

主な内容といたしましては、環境経済部に関係する事務手続等の部分について説明を求めました。さらに、9月14日には、調査事項に係る参考人を招き、調査事件の詳細な経過について質問いたしました。

委員会の調査経過並びに概要については、会議録のとおりであります。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

〇副議長(中根光男君)

以上で、所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、11月13日に、茨城県市議会議長会主催によります平成24年度第1回議員研修会が、神栖市において開催され、岡崎 勉君、山本文雄君の2名が参加しましたので、代表して岡崎 勉君から報告を求めます。

「2番 岡﨑 勉君登壇〕

〇2番(岡崎 勉君)

おはようございます。

私のほか1名の議員は、ただいま説明にありましたように、去る11月13日、神栖市の鹿島セントラルホテルにおいて、茨城県市議会議長会主催による平成24年度第1回議員研修会に出席してまいりました。

前志木市長の穂坂邦夫先生を招いて、「地方議会改革への挑戦 地方から国を変える」という 演題で講演がありましたので、その研修概要についてご報告申し上げます。

内容としましては、1つには、おくれる成長期から成熟期への転換、2つ目が、地方から国を変える地方議会改革への挑戦、3つ目が、地方議会改革への具体策という3項目であり、志木市議会議員、埼玉県議会議員、そして志木市長としての経験をもとに講演がありました。

最初に、志木市長時代の経験の話であり、構造改革、特区提案を盛んに行い、成績が低迷した ものの、中には地方自治法の改正にまで至った提案もあったとのことでありました。その提案は、 収入役の必置の廃止で、提案時点ではけんもほろろ、収入役は絶対必要だと門前払いになったと の経験談がありました。

演題の中で印象に残った点は、議会改革を進めることによって今の課題を解決していかなくてはならないとして、解決するために議会改革が必要な時代にきたから、抜本的に議会改革が必要になっているとのことでありました。中でも、地方議会の機能である決定、監視、提案、民意の集約、この4つの機能をしっかりやることが大切である。決定機能、監視機能、提案機能、民意の集約機能の4つの機能を持っているから、少ない人数ではできない。だから、一定の議員が必要であるとのことでありました。しかし、決定機能と監視機能しかやらないから、定員削減の運動が出てきてしまうことになるので、4つの機能をしっかりやるために、議員一人一人の意識改革が必要になり、今自分たちに何ができるか、地方の再生は議会の責任と認識することが必要であるとのことでありました。

以上、今回の第1回の研修会の報告とさせていただきます。

本日12月5日、派遣議員代表 岡﨑 勉。

以上です。

〇副議長 (中根光男君)

以上で、議員派遣の報告を終わります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配布いたしました請願文書表に記載のとおり2件であり、請願第3号 平成25年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書については、 文教厚生委員会へ付託いたしましたので、ご報告いたします。また、請願第4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書を受理しておりますので、ご報告いたします。

さらには、陳情等4件を受理し、お手元に写しを配布しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年8月から10月までの例月出納検査報告書の抜粋並びに定期監査結果報告書の写しを、お手元に配布しておきました。

なお、例月出納検査報告書の全文は、議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、平成24年第3回定例会会議録をお手元に配布しておきましたので、ご活用願います。 次に、閉会中に開催された各決算審査特別委員会の会議録が提出され、その写しを配布してお

きましたので、お目通しおき願います。 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 請願第4号

〇副議長 (中根光男君)

日程第3、請願第4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書を議題といたします。 請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は、会議規則第134条第2項の規定により、災害に強い水道の構築と経営改善のための 調査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 発議第2号

〇副議長(中根光男君)

日程第4、発議第2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

10番 鈴木良道君。

[10番 鈴木良道君登壇]

〇10番(鈴木良道君)

定めるものであります。

発議第2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由 の説明をいたします。

本案は、平成24年9月5日に地方自治法が改正になったことにより、かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正理由は、自治法において「委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項を条例に委任する」こととされたため、「議員はそれぞれーの常任委員になること。ただし議長においては、常任委員を辞任することができる」こと、また「特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する」こと、「議長は、委員の選任事由が生じたときには、速やかに選任する」こと、「議会運営委員又は特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない」ことなどを委員会条例に

なお、附則において、この条例は、平成24年地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律 第72号)附則第1条ただし書きに規定する日から施行し、経過措置として、改正前の条例の規定 により選任された委員は、改正後の条例により選任されたものとみなし、その任期は改正前の条例の規定の任期とし、改正前の条例の規定により互選された委員会の委員長又は副委員長は、改正後の条例の規定により互選されたものとみなすというものであります。

以上、提案理由説明といたします。

〇副議長 (中根光男君)

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての 討論を行います。

反対討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇副議長 (中根光男君)

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

討論を終結いたします。

これより発議第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長(中根光男君)

ご異議なしと認め、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 発議第3号

〇副議長 (中根光男君)

日程第5、発議第3号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを 議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

10番 鈴木良道君。

[10番 鈴木良道君登壇]

〇10番(鈴木良道君)

発議第3号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の 説明をいたします。

本案は、平成24年9月5日に地方自治法が改正になったことにより、かすみがうら市議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。

主な改正理由は、自治法において「本会議においても、公聴会の開催、参考人を招致することができることとする」とされたため、その手続等について、議会会議規則に定めるものであります。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行し、この規則による改正後の第105条第2項の規定については、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書きに規定する日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

〇副議長 (中根光男君)

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第3号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

討論を終結いたします。

これより発議第3号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇副議長(中根光男君)

ご異議なしと認め、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 報告第7号

〇副議長 (中根光男君)

日程第6、報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。 ただいま議題となっております報告第7号について、市長より報告を求めます。 市長 宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇〕

〇市長(宮嶋光昭君)

ただいま上程されました報告第7号 専決処分の報告について。下稲吉小学校管理・教室棟増築工事請負契約の変更につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決処分事項の指定第1号に掲げる議会の議決を経た工事の請負契約の変更について専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

専決処分の内容ですが、昨年11月11日開催の平成23年市議会第2回臨時会において、議案第72号で議決をいただきました下稲吉小学校管理・教室棟増築工事請負契約の締結について、現場の状況を踏まえ、既設浄化槽の撤去方法などの工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額変更の契約を締結したものであり、本年11月16日付で専決処分を行ったものです。

変更金額は105万円の減額であり、請負者、浅沼・萩原特定建設工事共同企業体と、同日付で 工事請負変更契約を締結しております。

以上でございます。

〇副議長 (中根光男君)

以上で、報告第7号の報告を終了いたします。

_----

日程第 7 承認第7号

〇副議長(中根光男君)

日程第7、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。 提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

〇市長(宮嶋光昭君)

ただいま上程されました承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて。平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)につきましては、平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇副議長(中根光男君)

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

〇市長公室長 (川尻芳弘君)

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度かすみがうら市一般会計 補正予算(第6号)の内容になります。

平成24年11月16日の衆議院解散に伴う平成24年12月16日投開票予定の、最高裁判所裁判官国民審査を含めた衆議院議員総選挙及びかすみがうら市選挙区における茨城県議会議員補欠選挙の執行に要する経費が早急に必要となったことから、平成24年11月20日付で専決処分を行ったものでございます。

歳出につきましては、3725万2000円でございます。歳入につきましては、県支出金ですべて充 当してございます。

なお、この専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分でありますので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

〇副議長 (中根光男君)

以上で、承認第7号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 8 議案第79号及び議案第80号

〇副議長 (中根光男君)

日程第8、議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇」

〇市長(宮嶋光昭君)

ただいま上程されました議案第79号から議案第80号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議員が特別職に選任されたときに、その兼ねる特別職として受けるべき報酬を支給しない職が新たに生じたことに伴い、あわせて議会の議員の重複給与禁止に係る条文の見直しを行うため、この条例を制定するものです。

次に、議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定については、平成25年度から、市民税及び固定資産税の納期前納付における報奨金を廃止するため、この条例を制定するものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明

をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇副議長 (中根光男君)

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第79号について説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

〇総務部長(小貫成一君)

議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

非常勤特別職のうち、付属機関に属する特別職に議会の議員が委嘱された場合、第4条第2項において、議会の議員の重複給与の禁止を定めており、現行では別表第2で、重複禁止の職を規定しているため、重複禁止の職が新たに生じるたび条例改正するものを、今回の改正によって、別表第2で、重複して支給する職を規定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日を予定しております。 以上でございます。

〇副議長 (中根光男君)

次に、議案第80号について説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

〇市民部長(根本光男君)

議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、市民税の普通徴収者及び固定資産税の納税者を対象として実施しております納期前納付報奨金の交付制度を廃止するものでございます。

この報奨金は、納税者が第1期の納期に全納期分を納付した場合、限度額10万円の範囲内で、 税額の100分の0.5に相当する金額を、全納となる月数に応じて交付するものであります。

この制度は、地方税法が発足した昭和25年ごろから、納期前納付に対する納税者の理解と税収の安定確保を図る目的で創設されたものでありますが、社会経済情勢の変化により、現在では口座振替制度やコンビニ納付が普及し、納税に対する利便性が向上したことに加え、自主納付に対する意識も浸透するなど、所期の目的は達成されていることから、この制度を平成25年4月1日から廃止させていただくものでございます。

以上でございます。

〇副議長 (中根光男君)

以上で、議案第79号及び80号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。 お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議案第81号ないし議案第87号

〇副議長 (中根光男君)

日程第9、議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算(第7号)ないし議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号)までの7件を、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇」

〇市長(宮嶋光昭君)

ただいま上程されました議案第81号から議案第87号につきまして、ご説明を申し上げます。 初めに、議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算(第7号)につきましては、 既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億2009万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ163億8478万6000円とするものです。

次に、議案第82号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8013万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ52億8281万4000円とするものです。

次に、議案第83号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1361万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億4073万円とするものです。

次に、議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ766万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億8563万9000円とするものです。

次に、議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ649万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億9285万8000円とするものです。

次に、議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ198万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ27億8019万円とするものです。

次に、議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額に198万円を追加し、収益的支出の予定額の総額を9億9144万9000円とし、予算第8条に定めた経費の金額を7554万1000円とするものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明 をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇副議長(中根光男君)

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、市長公室長 川尻芳弘君。

「市長公室長 川尻芳弘君登壇」

〇市長公室長 (川尻芳弘君)

議案第81号から86号までについて、趣旨説明をさせていただきます。

議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算(第7号)。

歳出の主なものは、基金積立金の追加2792万9000円、高額療養費給付金予算の不足が見込まれることによる国民健康保険特別会計繰出金2415万2000円、前年度までは介護保険特別会計で実施していました生活介護支援サポーター養成事業委託360万円、旧宍倉出張所建物解体及び盛り土撤去工事契約解除賠償金353万4000円、障害者自立支援事業に係る扶助費5635万4000円、子育て支援補助金一時預かり事業398万円、年度途中で国による制度改正による予防接種委託1379万3000円、霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策事業補助金723万4000円、消防詰所3カ所の解体工事345万5000円、それから当初予算で計上していませんでした電気料金値上げに伴う光熱水費の追加並びに人件費4377万円を計上いたしました。

歳入につきましては、国県支出金、繰越金、諸収入を充当いたしました。

よろしくお願いします。

続きまして、議案第82号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして説明いたします。

歳出の主なものは、一般被保険者高額療養費の追加4500万円、国庫負担金等返還金3400万8000 円及び人件費を計上いたしました。

歳入につきましては、国県支出金、一般会計からの繰入金及び繰越金を充当いたしました。 よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第83号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料1326万5000円、及び保険料還付 金35万円です。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び後期高齢者医療広域連合会からの還付金を充 当いたしました。

よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第4号)。 歳出の主なものは、光熱水費189万円、公共汚水ます設置工事210万円及び修繕料159万6000円 に加え、人件費を計上するものです。

歳入につきましては、受益者負担金、使用料及び一般会計からの繰入金を充当いたしました。 続きまして、議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)。

歳出の主なものは、光熱水費624万9000円及び人件費を計上するものです。

歳入につきましては、繰越金を充当いたしました。

続きまして、議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)。 歳出の主なものは、人件費であります。 歳入につきましては、一般会計からの繰入金を充当いたしました。 以上でございます。

よろしくお願いいたします。

〇副議長 (中根光男君)

次に、水道事務所長 貝塚成人君。

「水道事務所長 貝塚成人君登壇」

〇水道事務所長(貝塚成人君)

議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

収益的支出の予定額の補正でございます。

内容につきましては、人件費でございます。

〇副議長 (中根光男君)

以上で、議案第81号ないし87号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長(中根光男君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 10 議案第88号

〇副議長(中根光男君)

日程第10、議案第88号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

〇市長(宮嶋光昭君)

ただいま上程されました議案第88号 財産の無償譲渡についてにつきましては、消防団再編計画により、昨年度実施した分団の整理統合に伴い、戸崎行政区の消防活動の拠点として、その役割を果たしてきた旧第10分団第3部の詰所及び車庫について、地元行政区の意向を踏まえ、当該財産を無償で譲渡することで、地元行政区による自主的な活動を支援するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇副議長 (中根光男君)

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

〇消防長 (井坂沢守君)

議案第88号 財産の無償譲渡についてご説明いたします。

消防団再編により、使用しなくなった詰所のうち、旧霞ヶ浦町で建設したものにつきましては、 市の普通財産となっておりまして、今回戸崎行政区より、かすみがうら市財務規則第226条に基 づき、固有財産の払い下げ申請がありましたので、行政区に対して無償にて譲渡いたしたく提案 したものであります。

よろしくお願いいたします。

〇副議長 (中根光男君)

以上で、議案第88号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 11 議案第89号

〇副議長 (中根光男君)

日程第11、議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。 提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇〕

〇市長 (宮嶋光昭君)

ただいま上程されました議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについてにつきましては、平成23年旧宍倉出張所建物解体及び盛り土撤去工事に係る請負契約の解約による損害賠償額を定め及び和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせま すので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇副議長 (中根光男君)

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

〇市民部長(根本光男君)

議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成22年3月31日付で用途が廃止となっております旧宍倉出張所につきまして、賃貸借契約を締結していた土地を、原状回復し返還するため、平成24年1月10日に、旧宍倉出張所建物解体及び盛り土撤去工事の請負契約を締結しましたが、当該土地への立ち入りが禁じられ、工

事着手ができないまま長期間を要したことから、請負業者から契約解除の申し出があり、平成24年10月16日に契約を解除したことにより、請負業者である、かすみがうら市深谷76番地6、株式会社保コーポレーションから、353万3980円の賠償請求があったため、この金額を賠償額と定め、和解することについてご承認をいただきたく、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

〇副議長 (中根光男君)

以上で、議案第89号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 12 議案第90号ないし議案第92号

〇副議長 (中根光男君)

日程第12、議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について、ないし議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定についてまでの3件を、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

〇市長 (宮嶋光昭君)

ただいま上程されました議案第90号から議案第92号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について、議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について、議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定については、平成25年4月1日から、かすみがうら市水族館、かすみがうら市生産物直売所及びかすみがうら市活性化センター生産物直売所を管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇副議長 (中根光男君)

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

環境経済部長 藤﨑宏明君。

[環境経済部長 藤﨑宏明君登壇]

〇環境経済部長 (藤﨑宏明君)

議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について。

第1期を平成20年度から5年間委託しまして、本年度で満了となることから、2期目の指定管理者を公募しましたところ、2団体から申請がございまして、選定委員会を開催し、プレゼンテーションの結果、候補者が茨城県土浦市田中一丁目3番22号、株式会社KAIBA、代表取締役が西川卓男になっています。指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間の期間でございます。

よろしくお願いします。

次に、議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について。

同じく、第1期目を5年間委託しておりましたが、本年度で満了となることから、選定を行ったものでございます。地域団体としての特性を生かすことで、より高い事業効果が期待できると認められることから、公募によらず、公の施設の指定管理者の手続等に関する条例第5条第3号の規定により、候補者を霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合かすみがうら市支部、支部長、戸田 廣氏、かすみがうら市深谷2964番地7に選定しまして、選定期間につきましては、同じく平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間でございます。

よろしくお願いします。

最後に、議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について。

同じく5年間委託しておりましたが、本年度で満了となりますことから、2期目の選定を行ったものでございます。歩崎の直売所同様、地域団体として地域に密着した管理運営を行っておりますことから、より高い事業効果が期待できるものと認められますので、公募によらない、公の施設の指定管理者の手続等に関する条例第5条第3号の規定によりまして、かすみがうら市活性化センター運営委員会委員長が松葉国昭さんでございますが、宍倉6343番地2に選定しまして、期間が同様に、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間でございます。

以上でございます。

よろしくお願いします。

〇副議長 (中根光男君)

以上で、議案第90号ないし92号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長(中根光男君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 13 議案第93号

〇副議長 (中根光男君)

日程第13、議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。 提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

〇市長(宮嶋光昭君)

ただいま上程されました議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結についてにつきましては、千代田庁舎耐震補強工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせま すので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〇副議長 (中根光男君)

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

「総務部長 小貫成一君登壇」

〇総務部長 (小貫成一君)

議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本案は、平成24年11月28日に一般競争入札を実施しました千代田庁舎耐震補強工事につきまして、工事場所を上土田地内、契約の方法を一般競争入札による契約、契約金額を4億1286万円としまして、株式会社田中工務店と契約を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

よろしくお願いいたします。

〇副議長 (中根光男君)

以上で、議案第93号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑、討論、採決は、議会運営委員会の決定により、会期第 6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (中根光男君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

〇副議長 (中根光男君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日12月6日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時02分